

平成30年度 新農業人発掘・雇用拡大・定着促進事業

農業分野での 体験者募集

ポイント1

ポイント2

平成30年8月～
平成31年1月
随時募集

農業の魅力や可能性を発見
できるチャンスです！

将来の就職先を発見できる
チャンスです！



進学か就農・就業で迷っている方、
是非、チャレンジしてみませんか？



参加者の声

参加した学生の声

- すぐに就職を決めるのではなく、体験することで、農家の特徴などがわかるので、挑戦することも大事だと思う。
- 様々な予想もできない体験が多くあり、実際の現場に触れ体験することで、将来の見方が変わってくると思いました。



(公財)三重県農林水産支援センター

事業目的

学生の皆さんに、農業を職業としての選択肢の一つとして加えていただくため、県内の農業経営体のご協力を得て、農業分野での体験を行う機会を学生の皆さんに提供することにより、県内の農業経営体に、一定期間にわたり学生の皆さんに農業体験を通じて、農業の潜在的な可能性や職務内容を学生の皆さんに認知してもらうことで、農業就労への意識の醸成や就労の促進につなげるためのものです。

支援内容

- ① 学生の皆さんから、農業体験を希望する地域・曜日などを具体的にお聞きし、農業経営体とのマッチングを行い、農業体験先を決定します。
 - ② ①の後、学生の皆さんと農業経営体との間で、**平成30年8月から平成31年1月（原則）の期間内**に、10日間程度の農業体験を行います。農業体験期間中は、農業経営体から通勤手当が支給されます。
- ※ 農業体験期間中は、支援センターのスタッフが現地を巡回し、必要なフォローアップを行うので安心です。

【応募要件】

農業体験を行う学生皆さんの要件については、次のとおりとします。

- ① 農業体験を行う時点において、県内の大学、短期大学又は高等学校に在籍している方であること。また、県外の大学等に在籍している方であっても、本県への農業就労を考えている方も可とする。
- ② 農畜産物の生産（当該農畜産物の加工・販売を含む）等に係る作業等を、全10日間程度（1日8時間を基本とする）の期間にわたり行うことができる方であること。
（土日祝日に限定した体験の実施も可）
- ③ 農業分野での体験を行うことに意欲のある方であって、受入先となる農業経営体（法人の場合は代表者及び役員、団体の場合は構成員）の親族（3親等以内）でないこと。

【応募方法】

別添「農業体験エントリーシート」（別紙様式第2号）に必要事項をご記入のうえ、（公財）三重県農林水産支援センターあてお申し込みください。

【農業体験対象者の決定】

学生及び農業経営体双方のニーズを踏まえたマッチングを行い、その結果に基づき、予算の範囲内で農業体験対象者及び農業体験先を決定させていただきます。このため、本事業への応募をもって、農業体験の実施が確約されたものではありませんので、予めご了承ください。

【お申し込み・お問い合わせ先】



（公財）三重県農林水産支援センター
TEL 0598-48-1226
FAX 0598-42-8221

〒515-2316 松阪市嬉野川北町530番地
担い手育成支援課 山路・上村
E-mail info@aff-shien-mie.or.jp
<http://www.aff-shien-mie.or.jp/>